

## 大分市広告料収入事業に係る広告取扱者に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱（平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。）第4条第2項に規定する広告取扱者（以下「広告取扱者」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告取扱者としての承認の要件)

第2条 市長は、要綱第4条第2項の規定に基づき、広告掲載（要綱第2条に規定する広告掲載をいう。以下同じ。）に係る承諾等（要綱第4条第1項に規定する承諾等をいう。以下同じ。）について必要な手続等の代行の承認を行うに当たっては、広告取扱者が次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）に基づく有資格者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱の規定に基づく入札参加資格において、業務区分における小分類が、その他印刷類、記念品・看板・のぼり類又は広告・宣伝であること。
- (3) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）をはじめとする広告関係法令及び各業種の広告に関する自主基準並びに本市の広告料収入事業関連の要綱、基準等（以下「関係法令等」という。）を理解し、これらに適合する広告主（要綱第4条第2項に規定する広告主をいう。以下同じ。）の選定、広告物の内容及び表示の制作、広告主への指導等ができること。
- (4) 次に掲げる業務のすべてを遂行できること。
  - ア 広告掲載を希望する事業者の本市へのあっせん
  - イ 広告物を関係法令等に適合させるよう広告主に対して行う指導
  - ウ 広告掲載料を市長に納付させるよう広告主に対して行う指導
  - エ 広告掲載を希望する事業者が承諾等を得るために行う必要な手続等の代行
  - オ 広告の企画及び提案

カ 広告物の制作、掲出及び撤去（これらについて、自社の責任における外注による業務遂行を含む。）

キ その他広告掲載に関し必要と認められる業務

- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（広告取扱者の業務）

第3条 市長は、前条第4号アからウまで及び同号キに掲げる業務を広告取扱者に委託する。

2 広告取扱者は、前項の業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守の上、これを遂行しなければならない。

3 広告取扱者は、自らがあつせんした広告掲載を希望する事業者について、前条第4号エからキまでに掲げる業務を行う。

（基本契約）

第4条 広告取扱者は、第2条第4号アからウまで及び同号キに掲げる業務の受託に関すること、及び自らがあつせんした広告掲載について広告主と連帯して責任を負うことに関し、市長と基本契約を締結するものとする。

（委託料の支払）

第5条 広告取扱者が受託する業務に対する委託料は、当該広告取扱者があつせんした広告について広告主が市長に支払う広告掲載料の15%に相当する額とする。

2 前項に規定する委託料の支払いは、広告掲載料の納入を市長が確認したのち、広告取扱者からの請求により個別に行う。

（連帯責任）

第6条 広告取扱者は、自らがあつせんした広告に関し、次に掲げる事項について広告主と連帯して責任を負うものとする。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
- (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (4) 広告の内容等が承諾等又は当該承諾等に係る指示若しくは条件に適合したものであること。
- (5) 広告物を撤去し原状回復すること。
- (6) 広告掲載料を納付すること。

2 広告取扱者は、前項第1号から第4号までに掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、広告主と連帯してこれらを解決しなければならない。

(契約の解除)

第7条 市長は、広告取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条により締結した契約を解除することができる。

- (1) 第2条各号に掲げる資格要件を有しなくなったとき。
- (2) 関係法令等に抵触することとなったとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告取扱者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。